

ID: 111

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	受給者証の交付		
<b>例規名 根拠条項</b>	聖籠町老人医療費助成に関する条例 第5条		
<b>例規番号</b>	昭和57年 条例第37号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (受給者証の交付)                      第五条 町長は、前条に規定する申請に基づき、対象者であると認めるときは、申請者に受給者証を交付するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                      第3条の規定による。                      (対象者)                      第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、聖籠町内に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者又は国民健康保険法第百十六条の二の規定により聖籠町が行う国民健康保険の被保険者とされた者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定により同法の医療を受けることができる者、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による被保護者及び医療保険各法の規定により高齢者医療確保法の規定による医療の給付と同等の給付を受けることができる者は対象としない。</p> <p>一 六十五歳から七十歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者</p> <p>二 六十五歳から七十歳に達する日の属する月の末日までの者で、三箇月以上にわたつて常時が床し、日常生活における基本的な動作(食事、排便、入浴、起が等)が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者</p>			
<b>標準処理期間</b>	2日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日